

安心して子育てができ、 すべてのこととも・若者が すこやかに成長するまち



2025年上期

市長と語ろう会(地域団体向け)

目 次

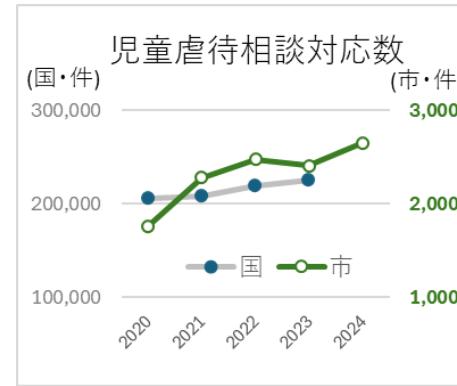
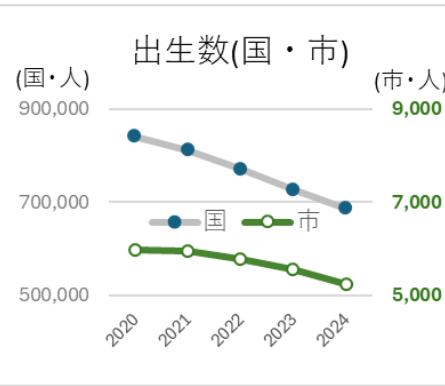
1. 課題と対応方針	1
2. 切れ目のない子育て支援	2
3. 仕事と子育ての両立	5
4. 学校教育	8
5. 子どもの居場所づくり	11
6. 特に困難な状況にあるこどもたちへの支援	14
7. 千葉市こども・若者基本条例	18

1. 課題と対応方針

こども・若者

課題

- ◆少子化の進行や共働き家庭の増加などの社会情勢の変化
- ◆児童虐待相談対応件数の増加などの子どもの権利に関する喫緊の課題への対応
- ◆すべてのこども・若者が幸福な生活を送ることができる社会の実現



方針

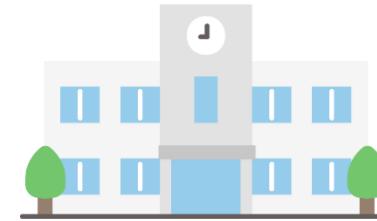
- 「こどもを産み育てたい、こども・若者がここで育ち暮らしたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念に、すべてのこども・若者や子育て当事者を対象として、誕生前から青年期までの成長に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、子育てと仕事を両立している、子育て世帯に時間を返す

教育



課題

- ◆今まで以上に価値観が多様で、変化が激しく、本格的なデジタル化が進むことが予測される社会が到来
- ◆こどもたち自らが柔軟に対応し、それぞれの未来に向けて個性を活かして羽ばたけるよう、未来を切り拓く力を身につけることが必要
- ◆誰一人取り残すことのない教育環境の実現



方針

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、それらの育成を支える「質の高い教職員」「魅力ある教育環境」の整備を進める
- 「個別の支援が必要な児童生徒へのサポート」を充実させる

2. 切れ目のない子育て支援

支援の充実（妊娠する前から）



プレコンセプション健診費用助成

- ・ こどもを望む夫婦やカップルが自身の妊娠に係る健康状態を把握するための健診費用を助成
(2025年10月から)



伴走型相談支援

- ・ 妊娠から出産・子育て期までの家庭に寄り添い、継続的な面談や出産・子育てに関する様々な情報提供を行う伴走型の相談支援を各保健福祉センターにて実施
- ・ 面談を行った妊産婦等に対して、妊婦支援給付金を支給する経済的支援をあわせて行う

妊婦のための支援給付事業（妊婦支援給付金）

- ・ 支給額 5万円/妊婦
5万円/こども
- ・ 流産・死産も対象
(2025年4月から)

土日開催の両親学級

- ・ 妊娠中の保護者対象の出産・子育てに関する講座
- ・ フォローアップ教室の実施回数を増加
6回→9回/年
(2025年4月から)

エンゼルヘルパー派遣

- ・ ヘルパーを派遣し、妊娠中・出産後の身の回りの世話や育児を援助

国民健康保険料減額

- ・ 国民健康保険加入者が出産する場合、届出により出産前後の一定期間の国民健康保険料の一部を減額
(2024年1月から)

2. 切れ目のない子育て支援

支援の充実（出産した後から）



出産育児一時金

- ・国民健康保険加入者が出産した場合に支給
- ・支給額 50万円/児



産後ケア

- ・利用者の自己負担額の引下げ
(2025年10月から)
- ・多胎妊娠の場合の利用回数（日数）の引上げ
(2025年10月から)

先天性代謝異常等検査

- ・新生児の先天性代謝異常などについて、
早期発見・早期治療のため、
新たに2疾患を検査対象に追加
(2024年3月から)
 - ①SMA(脊髄性筋萎縮症)
 - ②SCID (重症複合免疫不全症)

産婦健康診査費用助成

- ・産後うつの早期発見のため、
産後1か月頃までに医療機関で受診する
産婦健診の費用を助成
- ・助成額 5,000円／回 2回まで

乳児一般健康診査費用助成

- ・乳児期の健康管理や異常の早期発見のため、
新たに1か月児健康診査に対する費用を助成
(2025年4月から)
- ・助成上限額 6,000円／回

3歳児健診に視力(屈折)検査を導入

- ・弱視の早期発見のため、
屈折検査機器による屈折検査を、
1次健診において全員に実施



子ども医療費助成の拡充

- ・助成対象を高校3年生相当年齢まで拡大
(2024年8月から)
- ・小学4年生以上の通院に係る保護者負担額を引き下げ
(2024年8月から)

(仮称) 幕張海浜病院の整備

- ・周産期・小児医療の機能を確保した上で、
救急医療・高齢医療などの充実を図る



2. 切れ目のない子育て支援

支援の充実（乳幼児期から）



保育料の負担軽減対策

- ・0～2歳児の保育料の第2子半額、
第3子無償措置について、
国制度による所得・年齢制限を市独自に撤廃
- ・併せて、認可外保育施設等の利用者にも費用助成
を新たに実施
(いずれも2025年9月から)



公立保育所での休日保育

- ・ニーズの多様化に合わせ、
公立保育所の幸第一保育所で休日保育を実施

公立保育所での主食提供

- ・保護者の負担軽減を図るため、
段階的に公立保育所での3歳以上児への
主食提供を実施
- ・2025年度は21か所の公立保育所で実施

保育所における紙おむつに関するサービスの提供

- ・公立保育所における使用済み紙おむつの自園廃棄、
民間保育園等における費用補助を実施
- ・公立保育所での紙おむつのサブスクリプションサービス
を開始

医療的ケアを要する児童の受入体制確保

- ・公立保育所における医療的ケア対応看護師の配置
- ・民間保育園等の医療的ケア担当看護師等加配に
係る人件費を補助

病児・病後児保育

- ・病気回復期の児童を医療機関併設の保育施設で預かる
- ・病児・病後児保育施設を新設する際に、
運営費を新たに支援
(2025年度新規施設から対象)

むし歯予防フッ化物洗口導入支援

- ・就学前児（4歳～）のむし歯予防のため、
市内保育施設や幼稚園に無償で
フッ化物洗口剤等を提供し、ぶくぶくうがいを実施
- ・2025年度は希望する施設で実施



民間保育園等巡回指導

- ・助言・指導を行う巡回指導員を配置

キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成

- ・駅周辺に「キッズゾーン」を整備、
園外活動を見守る「キッズガード」の配置を助成

3. 仕事と子育ての両立

待機児童の解消



保育所の待機児童 6年連続ゼロ達成！

民間保育園等整備

2025年度は、千葉市こども・若者プラン（計画期間 2025年度～2029年度）に基づき、直近の保育需要の水準に見合った整備量として、433人分の受け皿を整備予定

【保育所等入所者数と保育の受け皿確保の推移】

年度	2023年度	2024年度	2025年度
保育所等入所者数(対前年度)	18,006人 (+164)	18,957人 (+951)	19,350人 (+393)
保育の受け皿確保数	467人	863人	433人 (予定)

【主な取組み】

- ・認定こども園移行
- ・民間保育園整備に対する補助
- ・民間保育園整備に係る賃借料を補助
- ・期間限定保育を実施

幼児教育・保育人材の確保

- ・月額4万円の給与の上乗せ助成
- ・月額6万3千円の家賃補助など

ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営

- ・幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止を図るため、相談業務と研修拠点業務を担う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」を運営

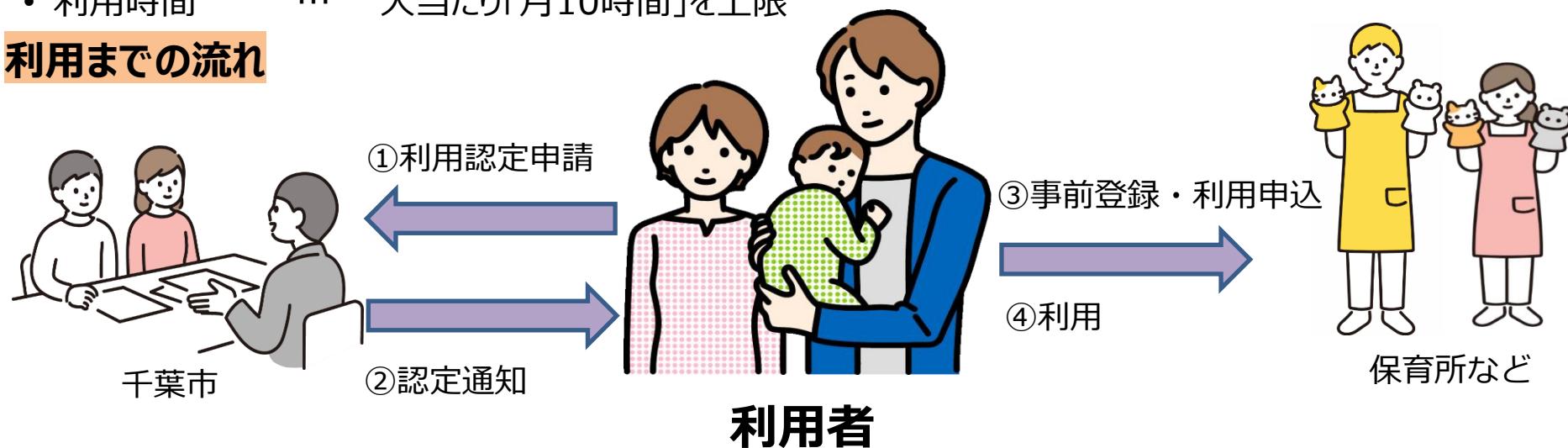
3. 仕事と子育ての両立

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

- ◆2024年7月～ こども誰でも通園制度を試行的に実施
- ◆2025年4月～ 法制化され乳児等通園支援事業として実施
- ◆2026年度～ 新たな給付制度として全自治体で実施
 - ・事業内容 … 就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる
 - ・利用対象者 … 保育所等に通所していない0歳6か月～満3歳未満児
 - ・利用時間 … 一人当たり「月10時間」を上限

利用までの流れ



利用実績（2024年度）

- ・実利用児童数：252人
- ・一人あたりの利用実績：年間6.5回の利用（1回あたり平均3.3時間の利用）

3. 仕事と子育ての両立

幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続強化



市内の全ての幼稚園・保育所・認定こども園のこどもたちが、小学校との円滑なつながり（学びの連続性）を意識した質の高い幼児教育・保育を受けられることを目指し、これまでに以下の取組みを実施



アプローチカリキュラムの作成・普及

- アプローチカリキュラムとは、就学前のこどもたちがスムーズに小学校の生活や学習に適応し、幼児期の学びを小学校の生活や学習に生かせるように工夫された5歳児後半の教育課程のこと
- カリキュラム作成の手引きを作成し、全園（幼稚園、保育所、認定こども園）に配布
- カリキュラムの実践をまとめた事例のホームページ公開、発表会開催などを実施
- カリキュラムの一例として、12月から1月にかけて、年賀状のやり取りをきっかけに、園児同士で手紙交換を行う活動を取り入れている
(こどもたちが自分の思いを文字で伝える楽しさを感じながら、自然と読み書きへの関心を高めることを目的としている)

幼稚園、保育所等と小学校の連携・交流活動の普及・定着化

- 幼稚園・保育所等のこどもが小学校見学や学校行事に参加するなど交流活動の定着化・活性化
一例として、年長児と1年生の交流会を1月頃に実施し、小学校の入学への期待を高めている
- 幼稚園・保育所等と小学校が教職員同士の授業・保育参観等の実施
- 幼稚園・保育所等と小学校の教職員同士の相互理解を深めるために、それぞれの視点、教育のねらいなどを話し合える合同研修会を開催する。



家庭と保護者に対する啓発・支援

- 幼児教育・保育における家庭と保護者の役割、小学校入学に向けた家庭生活での留意点等に関するパンフレットの配布や講演会の開催

4. 学校教育

小中学校の施設整備の状況



学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、時代の要求水準に沿った施設環境・機能に改善するための質的整備を行うため、以下の取組みを実施

トイレの環境整備

- ◆ トイレの洋式化や床のドライ化の改修完了（2024年度末に完了）

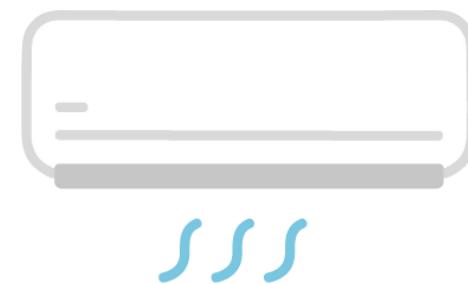


老朽化対策

- ◆ 本市の学校施設の約80%が築30年以上経過し、老朽化が進行
- ◆ 大規模改造、外部改修、各種改修等を行う

防犯カメラの設置

- ◆ 2025年度末までに全小中学校、特別支援学校に設置完了予定



市立学校へのエアコン設置

- ◆ 体育館へのエアコン整備を開始
 - ・当初の予定から1年前倒し、2029年度末までに完了予定
 - ・さらなる前倒しについても検討
- ◆ 普通教室、特別教室への整備は完了
- ◆ 給食室へのエアコン整備は、2025年度末までに完了予定

4. 学校教育

学校教育等の充実



GIGAスクール構想端末の更新

- ・2026年度にギガタブを一新し、軽量化
- ・英語教育における言語活動の充実を図るため、生成AIを用いた英語スピーキングソフトを試験的に導入
- ・学習履歴の可視化やCBT機能・協働学習支援ツール等も追加

アントレプレナーシップ教育の推進

- ・将来の産業人材の育成のため、小・中・高校生に向けたアントレプレナーシップ教育の充実を図る
- ・高校生海外派遣等
(千葉開府 900年記念事業)



小学校における専科指導のための非常勤講師の配置増員

- ・常勤の専科指導教員との組合せにより、小学校高学年で一部教科担任制を導入し、専門性の高い指導を実施
- ・学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科非常勤講師の配置を進める

地域クラブ活動推進

- ・少子化の中でも、将来にわたりスポーツ・文化芸術環境に触れる機会を確保するため、地域クラブを運営

特別なサポートを要する児童生徒への支援の充実

特別支援教育指導員の増員

- ・緊急に対応が必要な児童生徒が在籍する学校の支援体制充実などを目的に、特別支援教育指導員を増員



介助員サポーターを配置

- ・常時介助が必要な児童生徒の安全安心な学校生活のため、配置している介助員の質のさらなる向上と校外学習や宿泊学習への同行に対応するため、介助員サポーターを配置

スクールメディカルサポーターの派遣

- ・市立学校に在籍する医療的なケアを必要とする児童生徒に看護師を派遣

4. 学校教育

不登校児童生徒支援パッケージ



学校復帰を含めた社会的自立を目指し、不登校児童生徒の状況を踏まえた以下の取組みを実施することで、多様な学びを支えるための環境を整備する

校内支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーによる相談支援
(2025年4月から配置時間を拡充)
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣
(2025年4月から配置人数増員)
- ・ステップルームティーチャーの学習支援や相談支援
(2025年4月から増員)

教育支援センターの機能強化

- ・教育支援センター（ライトポート）の教室拡充
- ・ライトポートカウンセラーによる相談支援
(2025年4月から全区に配置)
- ・不登校児童生徒と保護者の相談窓口の設置

学びの多様化学校設置による更なる学びの充実

- ・開校準備（2030年開校予定）
- ・併設される教育センターとの相談体制の連携



保護者との連携の充実

- ・不登校児童生徒支援サイトの開設
- ・家庭訪問カウンセラーによる相談支援
- ・保護者交流会



教職員の理解啓発と研修の充実

- ・キャリアに応じた研修
- ・不登校児童生徒支援に関する研修

フリースクール等民間施設との連携

- ・フリースクール委託事業
- ・運営補助事業
- ・活動費・通所費助成事業

5. 子どもの居場所づくり

放課後児童の居場所づくり（子どもルーム）

千葉開府900年
900th CHIBA CITY
千の葉に 詩を刻んで 900年

子どもルームの待機児童 2年連続ゼロ達成！

子どもルームの整備

- ・待機児童解消に向け、子どもルームの整備を実施
- ・学校施設の活用：15か所で590人分を整備（2025年度当初整備分）



民間事業者が設置する子どもルームの利用促進

- ・民設子どもルームの安定的な運営を確保するとともに、障害児や要支援児童の受入れを支援するため、補助制度を拡充



子どもルーム、アフタースクールに学習用Wi-Fiを整備

- ・児童がギガタブを活用して学習ができるよう、すべての子どもルーム・アフタースクールにインターネット環境を整備済み（2024年度中に完了）

土曜日開所時間の延長

- ・2022年度から開所時間を変更
8:00～16:30 → 8:00～19:00（延長利用を含む）

夏季休業期間の利用ニーズへの対応

- ・すべての子どもルームにおいて、夏休みの初日から最終日までの期間に限定した利用区分（サマールーム）を設定（2025年4月から）

5. 子どもの居場所づくり

放課後児童の居場所づくり（アフタースクールへの移行）

千葉開府900年
900th CHIBA CITY
千の葉に 詩を刻んで 900年

第2期千葉市放課後子どもプランの策定

- 本市の放課後施策を総合的・計画的に推進する体制を改めて整備するため、
2023年3月に「第2期千葉市放課後子どもプラン（計画期間 2023年度～2027年度）」を策定

アフタースクール運営

- 児童の放課後における安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するため、
当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指す
- 2023年度以降は年10校ずつ拡充し、2030年度までに98校への導入を完了予定



＜アフタースクールの様子＞

放課後子ども教室運営の民間委託

- アフタースクール導入が当面困難な学校（9校）について、
放課後子ども教室の安定的、継続的な活動機会を確保するため、民間事業者による企画運営をモデル実施
- 2023～2024年度に1校でモデル事業として実施し、2027年度までに残り8校へ展開予定

放課後子ども教室活動支援

- アフタースクール導入が2028年度以降となる見込みの24校について、
放課後子ども教室の安定的、継続的な活動機会を確保するため、総合コーディネーターによる活動支援を実施
- 2024年度は19校に支援を実施し、2025年度は20校に拡充、2027年度までに24校に支援を提供予定

土曜日開所時間の延長

- 2022年度から開所時間を変更
8：00～16：30 → 8：00～19：00（延長利用を含む）

5. 子どもの居場所づくり

子どもの居場所



子ども交流館

- 「遊ぶ・創造・憩い」を通して、子どもたちに健全な遊びと居場所を提供し、子どもの健全な育成と交流をはかることを目的とする
- アリーナ、工房、スタジオ、PCコーナー、調理室などを設置し、様々な講座等も実施



<どこでもこどもカフェの様子>

どこでもこどもカフェ

- 学校でも家庭でもない、信頼できる大人が見守る中で異年齢の子どもたちが、遊びや学びなどを通じて、居心地が良く、落ち着くことができる身近なカフェのような居場所を目指す
- 市民ボランティア団体等が開催する子どもの居場所「どこでもこどもカフェ」の開催を支援



<子どもたちの森公園の様子>

プレーパーク

- 子どもの健やかな成長を目的として、「自分の責任で自由に遊ぶ」をスローガンに、子どもたちの自主性や冒険心を育み、四季の変化を身体で感じながら生き生きと成長できる遊び場として子どもたちの森公園プレーパークを運営
- 既存の都市公園において、プレーパークを開催する市民団体に対し、プレーリーダーを派遣し、運営を支援

【わんぱくの森】

子どもたちに「北谷津の豊かな自然を活用した遊び場」を提供することを目的に、2026年度プレオープン予定
※「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」(2023年12月作成)に基づく取組み

6. 特に困難な状況にあるこどもたちへの支援

こどもの貧困対策



貧困の状況にあるこどもと家庭の課題を踏まえ、こどもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが将来に夢と希望を持って成長できる社会を実現する



① 生活自立・仕事相談センターに子どもナビゲーターを配置

- 生活習慣に課題のある児童と、課題のない児童との間に学力の格差
⇒ 基本的な生活習慣の改善を働きかけるとともに、必要に応じて教育センター、児童家庭支援センター、学習支援事業など適切な支援機関につなげる



② ひとり親家庭へ学習塾費や習い事費用などを助成

- 経済的理由で学習塾や習い事などに通えないこどもたちのためにクーポンを交付
- 生活保護世帯又は児童扶養手当全部支給世帯の小学5・6年生が対象

生活保護受給世帯等への学習・生活支援

- 生活保護受給世帯・生活困窮世帯の中学生2年生・3年生を対象に、高校進学のための学力向上を目的とした学習支援や、生活習慣の改善を図るための生活支援を実施
- 生活保護受給世帯の中学生1年生を対象に、学習意欲向上に向けた啓発を実施
- 生活保護受給世帯の中学校を卒業したこども（概ね15歳から18歳まで）や、その保護者へ向けて、進学や就職など進路選択の支援を実施

6. 特に困難な状況にあるこどもたちへの支援

こども発達相談室の開設

こども発達相談室とは

- ◆2024年11月、千葉ポートサイドタワー9階に開設
 - ・就学前の子どもの発達について、気軽に相談できる窓口
 - ・心理士、保育士、保健師などの専門スタッフが複数回の面接で継続的に支援
 - ・専門的な対応が必要な場合は、医療機関などの専門機関へ引継ぎ



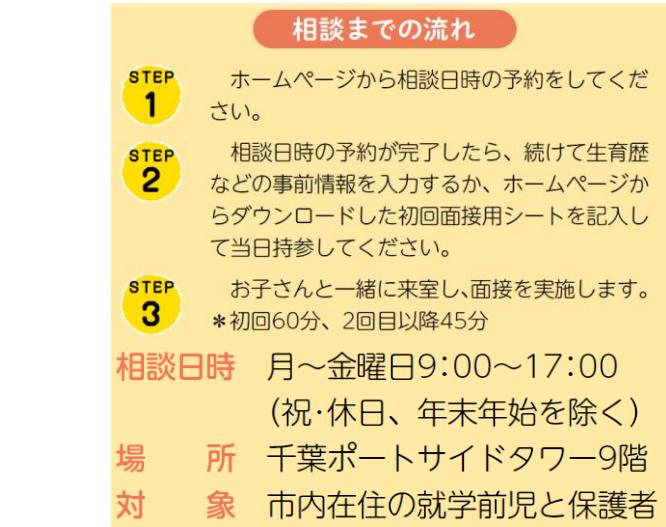
<入り口のドア>



<入り口入ってすぐ>

利用実績【2024年11月～2025年6月】

- ・8か月間の相談人数は335人
- ・主な相談内容は「言葉の発達がゆっくり」「落ち着きがない」など



事前予約制
ホームページから申し込み→

千葉市子ども・若者総合相談センター【Link(リンク)】

千葉市子ども・若者総合相談センター【Link（リンク）】とは

- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する、
30歳代までの子ども・若者及びその家族を支援するための総合相談窓口
- ・専門の相談員が相談を受け、助言、情報の提供、専門の支援機関の紹介などを行う

詳細は
ホームページからご確認→



6. 特に困難な状況にあるこどもたちへの支援

児童虐待対策



地域での見守り・支援の強化

◆こども家庭センターの設置

(2025年4月 全区保健福祉センター内に設置)

- ・母子保健機能と児童福祉機能が一体的運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目のない支援を行う



＜東部児童相談所＞

相談・支援体制の強化

◆子どもの権利擁護

- ・一時保護所等入所児童の意見表明等支援員配置（一時保護施設や児童養護施設に派遣）

◆主に子育てに悩みや不安を抱える保護者を対象とした親子関係の形成支援プログラムを実施

◆「こども家庭ソーシャルワーカー」認定資格取得時の一部経費を児童養護施設等職員を対象に助成

◆親子関係再構築支援員を新たに配置

- ・児童養護施設等に入所中のこどもとその家族に対し、親子関係の再構築に向け、親子関係再構築支援員を児童相談所に配置

児童相談所における一時保護体制の強化

- ・一時保護委託先の増設（里親・施設など、よりこどもに合った保護体制の確保）
- ・生活環境を改善（一時保護所の居室・学習室を拡充、学習用タブレットの導入など）

6. 特に困難な状況にあるこどもたちへの支援

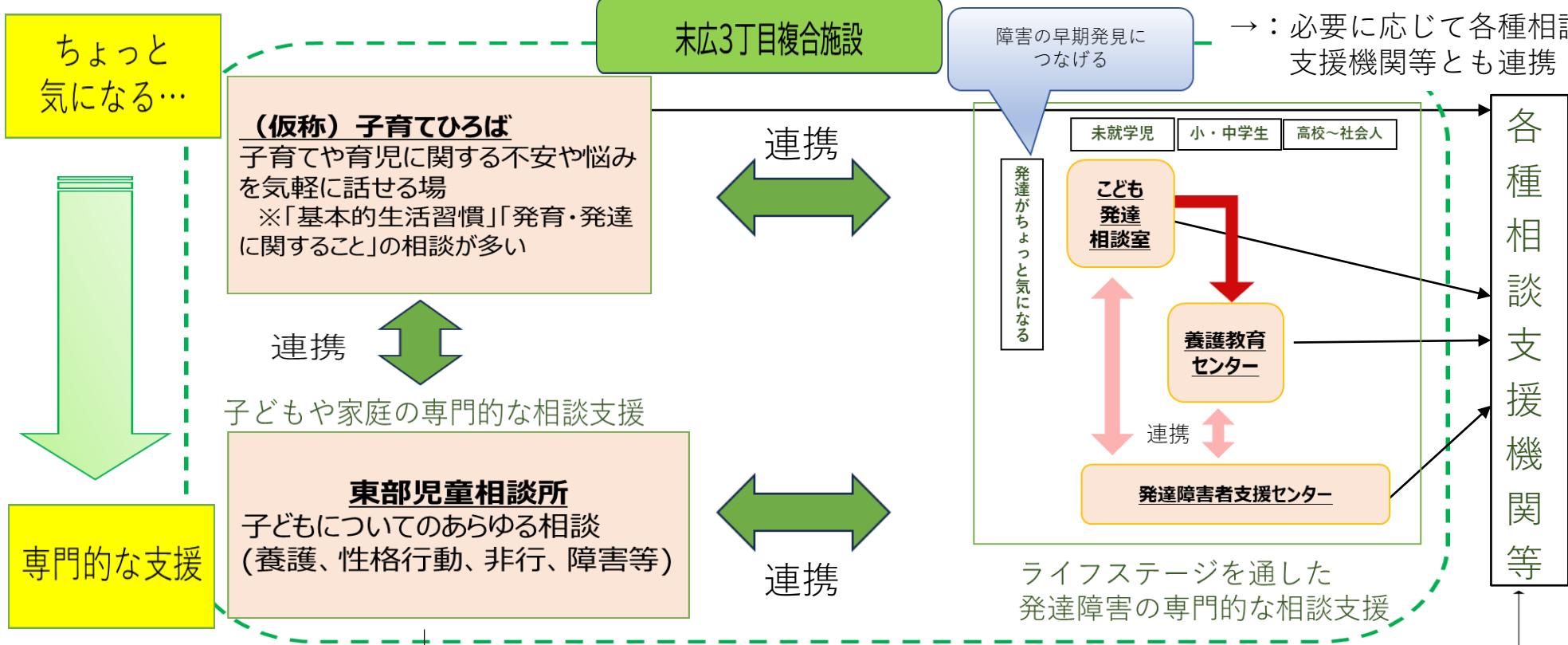
新東部児童相談所及び発達に係る相談支援機関等の整備

施設概要（2029年度供用開始予定）

- ◆ 所在地：中央区末広3丁目用地
- ◆ 施設構成：（複合施設）東部児童相談所、養護教育センター、こども発達相談室、発達障害者支援センター、子育て広場、地域交流スペース

コンセプト

子どもや子育て家庭が気軽に立ち寄れる、不安や悩みを相談できる、地域に開かれた心地よい空間



7. 千葉市こども・若者基本条例

千葉市こども・若者基本条例の制定



千葉開府 900年

千の葉に 詩を刻んで 900年

背景

- 本市において少子化の進行、児童虐待相談対応件数の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が深刻化
- 国において2023年4月から「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が発足

目的

- すべての子どもや若者が自分らしくいきいきと健やかに成長できるよう
社会全体で子どもや若者を支援する機運の醸成
- 子どもや若者の権利の保障をはじめ、子ども・若者に関する施策の総合的な推進

条例の主な特徴

- 当事者である子どもや若者をはじめ多くの市民の意見を聴き、可能な限り反映
- 「子ども」に加え、「若者」も対象とし、条例名に表記するとともに、若者の権利保障を規定
- 子どもの権利の侵害に関する相談・救済について規定
- 子どもや若者の意見を表明する機会の確保や、意見を形成するための支援を規定
- 子どもが親しみやすい表現に留意

【こども若者支援室の新設】

- 条例施行に合わせ、子ども・若者への支援をより強化していくため、新たに部署を設置
- 子ども・若者の意見表明や社会参画のさらなる促進及び子ども・若者施策を全庁的な推進を目指す

7. 千葉市こども・若者基本条例

千葉市こども・若者基本条例に基づく取組み



こども・若者会議の設置

- 中学生から概ね25歳までの若者20人程度で構成する会議体を設置
- ファシリテーターによる進行のもと、市政やまちづくりに関する提案や、施策等に関する意見の聴取などの取組みを実施



〈こども・若者会議の様子〉

外部有識者の活用

- こども・若者施策に関する外部有識者を「こども・若者施策アドバイザー」として選任
- 施策の検討・立案にあたり、専門的な見地からの意見や助言等を実施

子どもの権利救済相談室の設置

- 子どもの権利侵害等について迅速に救済し、権利を回復するための「子どもの権利救済相談室」を設置
- 子どもの権利侵害等に係る相談や救済の申出に対して、必要な助言及び支援、調査、調整、勧告、是正要請及び制度の改善を求める意見表明を行う

開設場所 市役所高層棟8階 こども企画課内

相談受付 月、水、金曜日 13:00～18:00

【条例施行前から実施されている主な子どもの参画事業】

○こども・若者のカワーグシップ

○こども・若者フォーラム

○こども・若者市役所

○子ども議会

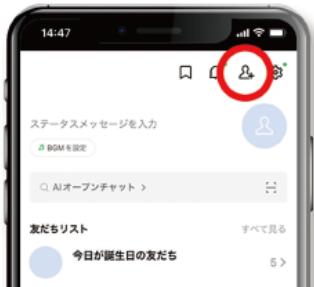
○子どものまちCBT

お知らせ

千葉市 LINE公式アカウント 友だち募集中!

STEP
1

LINEアプリのホーム画面右上の
「友だち追加」アイコンをタップ



STEP
2

「QRコード」または「検索」
どちらかを選択



STEP
3

QRコードで登録

QRコード
を読み取
り友だち
追加。



IDで登録

ID検索をして友だち追加

@chibacity

様々な市政情報を発信中！

●4つの充実したメニュー！

●ごみの分別方法を自動で回答！

●万が一のときに安心の「災害時モード」！

●受信設定に回答し、ほしい情報だけを受け取ろう！

